

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成 20 年 11 月 28 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 29 号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(産業教育手当に関する規則等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる規則の規定中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

- (1) 産業教育手当に関する規則 (昭和 32 年岩手県人事委員会規則第 17 号) 第 4 条第 3 号
- (2) 通勤手当に関する規則 (昭和 33 年岩手県人事委員会規則第 9 号) 第 9 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 9 条の 4 第 2 項
- (3) 給料の特別調整額に関する規則 (昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 16 号) 第 4 条
- (4) 管理職手当に関する規則 (昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 17 号) 第 3 条
- (5) 定時制通信教育手当に関する規則 (昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 22 号) 第 3 条第 3 号
- (6) 初任給調整手当に関する規則 (昭和 36 年岩手県人事委員会規則第 18 号) 第 6 条第 2 項
- (7) 職員の給与の支給に関する規則 (昭和 38 年岩手県人事委員会規則第 20 号) 第 7 条第 1 項第 4 号及び第 2 項
- (8) 期末手当及び勤勉手当に関する規則 (昭和 39 年岩手県人事委員会規則第 4 号) 第 2 条第 6 号及び第 8 号、第 5 条の 2、第 5 条の 4 第 1 項各号列記以外の部分、第 6 条第 2 項第 3 号、第 8 条第 6 号並びに第 12 条第 2 項第 2 号及び第 7 号並びに第 3 項
- (9) 休職者の給与に関する規則 (昭和 39 年岩手県人事委員会規則第 6 号) 第 2 条第 2 号
- (10) 農林漁業普及指導手当に関する規則 (昭和 39 年岩手県人事委員会規則第 25 号) 第 3 条
- (11) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (昭和 45 年岩手県人事委員会規則第 12 号) 別表第 8 備考
- (12) 職員の育児休業等に関する規則 (平成 4 年岩手県人事委員会規則第 15 号) 第 10 条第 1 号
- (13) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則 (平成 18 年岩手県人事委員会規則第 42 号) 第 2 条第 7 号エ及び第 8 号並びに第 4 条第 1 項第 3 号

(職員団体の登録等に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員団体の登録等に関する規則 (昭和 56 年岩手県人事委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第 1 条 この規則は、職員団体の登録に関する条例 (昭和 41 年岩手県条例第 30 号。以下「条例」という。) の規定による職員団体の登録及び地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。) 第 54 条の規定による法人となる旨の申出に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この規則は、職員団体の登録に関する条例 (昭和 41 年岩手県条例第 30 号。以下「条例」という。) の規定による職員団体の登録及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 (昭和 53 年法律第 80 号。以下「法」という。) 第 3 条の規定による法人となる旨の申出に関し必要な事項を定めるものとする。
(申請書等) 第 2 条 [略] 2 条例第 2 条第 2 項に規定する書類は、規約の作成若しくは変更又は役員を選挙を法第 53 条第 3 項ただし書の規定に従い決定した連合団体である職員団体にあつては次に掲げる書類によるものとし、その他の職員団体にあつては第 1 号から第	(申請書等) 第 2 条 [略] 2 条例第 2 条第 2 項に規定する書類は、規約の作成若しくは変更又は役員を選挙を地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 53 条第 3 項ただし書の規定に従い決定した連合団体である職員団体にあつては次に掲げる書類によるものとし、その他

<p>3号までに掲げる書類によるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(法人となる旨の申出書)</p> <p>第4条 <u>法第54条</u>の規定による法人となる旨の申出は、法人となる旨の申請書(様式第10号)により行うものとする。</p> <p>様式第10号(第4条関係)</p> <p>[略]</p> <p><u>地方公務員法第54条</u>の規定により、法人となる旨の申出をします。</p> <p>[略]</p>	<p>の職員団体にあつては第1号から第3号までに掲げる書類によるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(法人となる旨の申出書)</p> <p>第4条 <u>法第3条第1項</u>の規定による法人となる旨の申出は、法人となる旨の申請書(様式第10号)により行うものとする。</p> <p>様式第10号(第4条関係)</p> <p>[略]</p> <p><u>職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項</u>の規定により、法人となる旨の申出をします。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)</p> <p>第3条 公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年岩手県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p><u>公益法人等への職員の派遣等に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成13年岩手県条例第67号。以下「条例」という。)第2条第1項及び第2項第3号、第6条、第9条並びに第20条の規定に基づき、<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>(平成12年法律第50号)第2条第1項に規定する<u>公益法人等</u>への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員を派遣することができる<u>公益法人等</u>)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 財団法人岩手県国際交流協会</p> <p>(2) 財団法人クリーンいわて事業団</p> <p>(3) 社団法人岩手県青少年育成県民会議</p> <p>(4) 財団法人いわてリハビリテーションセンター</p> <p>(5) 財団法人岩手県長寿社会振興財団</p>	<p><u>公益的法人等への職員の派遣等に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成13年岩手県条例第67号。以下「条例」という。)第2条第1項及び第2項第3号、第6条、第9条並びに第20条の規定に基づき、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>(平成12年法律第50号)第2条第1項に規定する<u>公益的法人等</u>への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員を派遣することができる<u>公益的法人等</u>)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 財団法人岩手県国際交流協会(<u>平成元年10月18日に財団法人岩手県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。)</u>)</p> <p>(2) 財団法人クリーンいわて事業団(<u>平成3年11月11日に財団法人クリーンいわて事業団という名称で設立された法人をいう。)</u>)</p> <p>(3) 社団法人岩手県青少年育成県民会議(<u>昭和58年11月1日に社団法人岩手県青少年育成県民会議という名称で設立された法人をいう。)</u>)</p> <p>(4) 財団法人いわてリハビリテーションセンター(<u>平成4年4月1日に財団法人いわてリハビリテーションセンターという名称で設立された法人をいう。)</u>)</p> <p>(5) 財団法人岩手県長寿社会振興財団(<u>昭和63年5月20日</u>)</p>

<p>(6) 財団法人いわて産業振興センター</p> <p>(7) 財団法人岩手県観光協会</p> <p>(8) 社団法人岩手県産業貿易振興協会</p> <p>(9) 社団法人岩手県農業公社</p> <p>(10) 財団法人岩手生物工学研究センター</p> <p><u>(11) 社団法人岩手県林業公社</u></p> <p>(12) 財団法人岩手県土木技術振興協会</p> <p>(13) 財団法人岩手県下水道公社</p> <p>(14) 財団法人岩手県文化振興事業団</p> <p>(15) 財団法人岩手県スポーツ振興事業団</p> <p>(16) 財団法人岩手県体育協会</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第2条第1項第5号の人事委員会規則で定めるものは、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社団法人全国自治体病院協議会とする。</p>	<p><u>に財団法人岩手県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>(6) 財団法人いわて産業振興センター <u>(昭和61年8月30日に財団法人岩手県高度技術振興協会という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>(7) 財団法人岩手県観光協会 <u>(昭和39年4月16日に財団法人岩手県観光開発公社という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>(8) 社団法人岩手県産業貿易振興協会 <u>(昭和26年11月28日に社団法人岩手県産業振興協会という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>(9) 社団法人岩手県農業公社 <u>(昭和46年3月29日に社団法人岩手県農地管理開発公社という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>(10) 財団法人岩手生物工学研究センター <u>(平成4年2月1日に財団法人岩手生物工学研究センターという名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p><u>(11) 削除</u></p> <p>(12) 財団法人岩手県土木技術振興協会 <u>(昭和56年4月1日に財団法人岩手県土木技術振興協会という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>(13) 財団法人岩手県下水道公社 <u>(昭和62年3月31日に財団法人岩手県下水道公社という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>(14) 財団法人岩手県文化振興事業団 <u>(昭和60年3月26日に財団法人岩手県文化振興事業団という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>(15) 財団法人岩手県スポーツ振興事業団 <u>(昭和60年3月26日に財団法人岩手県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>(16) 財団法人岩手県体育協会 <u>(昭和41年4月27日に財団法人岩手県体育協会という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第2条第1項第5号の人事委員会規則で定めるものは、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社団法人全国自治体病院協議会 <u>(昭和38年12月3日に社団法人全国自治体病院協議会という名称で設立された法人をいう。)</u> とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この規則は、平成20年12月1日から施行する。</p>	